

広島市の地方分権の取組

広島市 企画総務局 企画調整部長
久保下 雅史



広島市の概要

- 人口 1,184,269人 (20政令市中第10位)
(平成26年1月1日推計人口)
- 面積 905.41 km² (20政令市中第4位)
(平成25年10月1日現在)
- 気象 平均気温16.2℃ 年間降水量1,478mm
※いわゆる「瀬戸内気候区」に属している。

ロケーション



略年表

- 明治22年 市制施行
- 昭和20年 原子爆弾により壊滅
- 昭和24年 「広島平和記念都市建設法」公布
- 昭和55年 政令指定都市広島誕生**
- 昭和60年 人口100万人突破
- 平成元年 市制施行100周年
- 平成6年 第12回アジア競技大会広島開催
- 平成17年 湯来町編入合併
- 平成21年 (新)広島市民球場開設
- 平成22年 政令指定都市移行30周年
- 平成23年 松井市長就任



全8区



原爆ドーム



太田川デルタ



市民のまちづくりへの思いや行動を、
行政がくみ取りながら、広島市全体としてのまちづくりを推進



真の分権型社会

市民の意向に沿った行政運営ができる社会

- ◎ 基礎自治体の機能強化につながる道州制や新たな大都市制度の導入を目指しつつ、単に法改正など国や県の進める施策の結論を待つのではなく、**現行制度の下でも実現可能な方策を用いて、能動的に地方分権の推進に取り組む**



①国との連携強化

<紹介事例>
雇用対策の推進
(ハローワークとの連携等)

②広島県との連携強化

<紹介事例>
二重行政解消の取組

③事務・権限の移譲

<紹介事例>
73事務の移譲可能性
の検証

① 雇用対策の推進(国との連携強化)

《取組の概要》

- 生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化を図るため、職業紹介等を行う国と、生活・福祉施策を行う本市が連携し、共同で雇用対策を推進する。

《問題意識》

- ✓ 生活困窮者など区役所に相談に来る市民が就労支援を必要とする場合には、区役所においてワンストップで無料職業紹介等の就労支援を行うことができれば市民サービスの向上につながるのではないか。

《取組の進め方》

[平成23年10月3日]ハローワークの窓口を区役所に設置し、本市の福祉施策と一体的に実施することを国に提案

[平成24年7月5日]広島労働局長との間で協定を締結

⇒ 2区役所に就労支援窓口を設置し、現に生活保護等を受けている者に対する無料職業紹介を実現

しかし、生活困窮者はさらに増大！全区役所での就労支援窓口設置等更なる市民サービスの向上が必要！

[平成24年9月5日]連携施策の更なる充実とスピードアップを図り、機動的・弾力的に追加の支援措置が講じることができるよう、厚生労働大臣との協定締結を提案

[平成25年1月31日]厚生労働大臣との間で協定を締結（「広島市雇用対策協定」）

基礎自治体の首長と厚生労働大臣の協定締結は全国初！

- ⇒ ・ 全8区役所において生活困窮者のための就労支援窓口の設置を規定
- ・ 生活保護の受給に至らない相談者に対しても、区役所内での就労支援が可能に



① 雇用対策の推進(国との連携強化)

《成果》

◎ 既に4区において**常設による就労支援窓口を設置**し、生活保護受給者等（受給の相談・申請段階にある者を含む）に対するハローワークとの一体的支援を実施している。残りの4区についても**巡回による就労支援窓口を設置**している。

区名	巡回による就労支援窓口		常設による就労支援窓口設置日
	設置日	巡回曜日	
南区	平成24年7月19日	—	平成25年1月8日
佐伯区		—	
西区	平成25年6月18日	—	平成25年8月19日
安佐南区		—	
中区		毎週火、木曜日	平成26年3月5日（予定）
東区		毎週火、水、金曜日	平成26年3月5日（予定）
安佐北区	平成25年6月20日	毎週木曜日	未定
安芸区			未定

この他、厚生労働大臣との「広島市雇用対策協定」に基づく「事業計画（平成25年度）」においては、**生活困窮者に加えて、若者、高齢者、子育て中の方、障害者など、生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化の取組について規定**している。

（事業計画の概要は次ページのとおり）

① 雇用対策の推進(国との連携強化)

《成果》

「広島市雇用対策協定」に基づく「事業計画（平成25年度）」の概要は次のとおり。

第1 生活困窮者の雇用対策について

- ・ 就労支援窓口の全区役所設置によるハローワークとの一体的支援

第2 若者の雇用対策について

- ・ 新規大学等卒業予定者向けの就職ガイダンスの共催
- ・ 経済団体への高等学校及び大学等卒業予定者の求人枠確保を共同で要請

第3 高齢者の雇用対策について

- ・ 広島市シルバー人材センターの就業支援をハローワークで紹介
- ・ 高年齢者の就職・就業に向けた技能講習や面接会等を行う労働局の「シニアワークプログラム地域事業」などの各種制度等を市でも周知広報

第4 子育て中の方の雇用対策について

- ・ 市の母子家庭等就業支援事業をしごとプラザマザーズひろしまと連携して実施
- ・ 市からの情報提供を受け、しごとプラザマザーズひろしまは、利用者に市内の保育園の入園状況を情報提供
- ・ 広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）は、就労を希望する利用者にしごとプラザマザーズひろしまの支援メニューを情報提供するなど各種就労支援を推進

第5 障害者の雇用対策について

- ・ 障害者合同面接会の共催
- ・ 関係機関による「チーム支援」や、職場定着支援等に向けた企業への啓発活動の推進
- ・ 発達障害者に対する関係機関の効率的な支援の仕組みづくりの検討

第6 誘致企業等の人材確保対策について

- ・ 市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は、当該企業への求人開拓や職業紹介により人材確保の支援を実施

第7 職業訓練について

- ・ 広島県地域職業訓練協議会に市は参画し、職業訓練コースへ地域のニーズ等を反映

第8 雇用対策の共同推進体制について

- ・ 広島市雇用対策協定推進会議の開催

② 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

《取組の概要》

- 広島県と広島市がそれぞれ実施している類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って県・市の連携や役割分担を整理することにより、広島県民及び広島市民にとって、より有益な行政サービスの提供のあり方を検討し、取りまとめを行う。

《取組の進め方》

[平成24年2月13日]「広島県・広島市連携のための合同研究会」の設置

(構成員)

【広島県】：地域振興部長、市町行財政課長、地方分権推進課長 等

【広島市】：企画調整部長、企画調整課長、分権・行政改革推進課長 等

[平成24年3月]広島県と広島市の類似事務の調査を実施

[平成24年5月31日]先行的に検討を進める4分野を決定

<4分野> ①産業振興、②観光振興、③公営住宅、④教育

[平成24年11月9日]追加検討する3分野を決定

<3分野> ⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーション

[同日]広島県と広島市の類似事務の調査結果の公表

- ・ 県・市がそれぞれ実施している、類似している可能性のある行政サービスを調査・抽出し、20分野（34項目）を洗い出した。
- ・ 20分野を、(ア)合同研究会で検討するもの（7分野）、(イ)別途、協議の場を設けて検討するもの（7分野）、(ウ)当面、合同研究会の検討項目としないもの（12分野）の3つに分類した。（分野は重複あり）

[平成25年3月28日]「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、見直し成果の取りまとめ



② 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

《成果》

＜平成25年3月28日合同研究会取りまとめより＞

「広島県・広島市連携のための合同研究会」において検討することとした7つの行政サービス分野について、平成24年度の見直し成果として、次のとおり、県・市で取りまとめ、実施していくこととした。（「平成24年度に既に実施しているもの」及び「平成25年度に新たに実施するもの」を抜粋）

分野（項目）		合意内容
①	産業振興 （企業支援）	◆ 県・市の中小企業支援センター、広島商工会議所及び広島県商工会連合会が連携して、各機関の支援メニューについて利用者がどこに行ってもワンストップで情報収集でき、アドバイスが受けられる「一次相談窓口」を平成25年度上半期中に設置する。
	産業振興 （産業集積）	◆ 医療関連分野の産業クラスター形成、ITと異分野の融合によるビジネス創出に向けた事業連携等を平成25年度から実施する。
②	観光振興 （プロモーション・受入態勢整備）	◆ 県・市が一体となった観光振興施策を実施する。（平成24年度から既に実施中） 〔全国菓子博覧会、デスティネーションキャンペーン 等〕
		◆ 県観光連盟、広島観光コンベンションビューローの実施事業について、より連携を強化した効率的な事業執行となるよう、平成25年度から改善実施する。 〔首都圏等での観光PRの共同実施 等〕
③	公営住宅 （公営住宅）	◆ 入居者募集の共同化として、募集案内の相互配布や軽易な相談業務等について平成25年4月から、順次、実施する。
④	教育 （大学）	◆ 県内大学で運用する共用サテライトキャンパスにおいて、県大と市大の連携講座を平成25年度の下半期を目途に開催する。
⑤	試験研究 （工業技術）	◆ 県・市の工業技術センターについて、実質的な窓口の一本化により、利用者の利便性の向上を図る。（技術支援のワンストップサービス化：平成24年度から順次実施）
⑥	児童福祉 （児童相談）	◆ 県こども家庭センターと市児童相談所における児童相談業務等について、広報・啓発活動の共同実施、研修等の相互参加を推進する。（平成24年度から既に実施中）
		◆ 児童相談所における相談援助活動の一層の推進のため、人事交流を平成25年中に実施する。
⑦	スポーツ・レクリエーション （公園）	◆ 県緑化センターと市森林公園についてニーズ調査を平成25年4月から実施し、共同広報、共通マップの作成など集客増に向けた取組を、順次、実施する。

② 二重行政解消の取組(広島県との連携強化)

《成果》

＜平成26年2月7日合同研究会取りまとめより＞

7つの行政サービス分野について、更に検討を進め、平成26年度以降に新たに実施する取組について次のとおり県・市で合意した。

分野（項目）		合意内容
①	産業振興 (企業支援)	<p>◎県西部地域における総合的な相談業務を市の中小企業支援センターに移管</p> <p>平成26年4月から、市センターは、現在の業務に加え、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務を担う。県センターは、チーム型支援や技術・経営力評価支援などの専門的な支援業務を担う。これにより、利用する企業にとって分かりやすい支援体制を構築する。</p>
③	公営住宅 (公営住宅)	<p>◎入居募集業務の共同化として、同一窓口での募集受付を実施</p> <p>平成27年度からの同一窓口での募集受付を目指し、平成26年度中に具体的な実施内容の検討等、引き続き環境整備を進める。</p> <p>◎管理運営の市への一本化の実施方法等を協議</p> <p>管理運営を市に一本化する実施方法等について、引き続き協議を進め、平成28年度からの円滑な実施を目指す。</p>
⑤	試験研究 (工業技術)	<p>◎県・市の工業技術センターの一体的運営の具体化のための連携強化</p> <p>利用者の利便性、運営の効率性の向上のため、工業技術に関する一体的運営の具体化として、連携委員会の設置、人事交流の推進、リソースの共有化などの方策を盛り込んだ連携協定を平成25年度末までに締結することにより、現体制による連携を強化する。</p>
⑥	児童福祉 (児童相談)	<p>◎県内4児童相談所の一体的運営の推進</p> <p>平成27年度に、県西部こども家庭センター内に「県・市連携推進担当(仮称)」セクションを設置し、児童相談業務等における基本方針の共通化、資源の有効活用等、県内4児童相談所(県西部・東部・北部こども家庭センター及び市児童相談所)の一体的運営を推進する。</p>
⑦	スポーツ・レクリエーション (公園)	<p>◎県緑化センターと市森林公園の利用促進策及び共同管理の実施</p> <p>両施設が連携した利用促進策や施設の共同管理に向けて、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市の広報媒体を用いた両施設の一体的な広報、共通リーフレットの製作、共同発注によるコストダウン(以上、平成26年度から実施) ・統一愛称の募集(平成27年度に実施) ・両施設の共同管理(平成26年度方針決定。平成29年度から共同管理開始)

③ 73事務の移譲可能性の検証(事務・権限の移譲)

《取組の概要》

- 第30次地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）において示された「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」**（73事務）を対象として、広島県と広島市が実態に即してこれらの事務の移譲の可能性について検証を行う。**
- 検証の結果、広島県・広島市が移譲可能であるとしたものについては、平成26年度から具体化に向けた協議を行う。

《問題意識》

- ✓ 国は、地方制度調査会の答申を受けて、73事務の一部を法定移譲するための新たな法案（第4次一括法案）の制定に向けて準備を進めているが、これらの事務を**県が行うべきか指定都市が行うべきかは、国任せにするのではなく、当事者である県・指定都市も主体性を持って検討すべきではないか。**

《取組の進め方》

[平成25年9月9日] 第1回広島市地方分権推進本部会議において「73事務」の移譲について検討することを全庁的に決定

[平成25年10月21日] 「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、広島県と広島市が「73事務」の移譲可能性の検証に取り組むことを確認

↓
県市で
協議・調整

- ①「事務内容の詳細」や「移譲に伴う課題」について県市で共有。
- ②73事務（移譲済み除く）全ての事務について、県市それぞれが移譲の可否を判断。
- ③県市それぞれの判断を踏まえ協議・調整。

[平成26年2月7日] 「広島県・広島市連携のための合同研究会」において、検証結果の取りまとめ

③ 73事務の移譲可能性の検証(事務・権限の移譲)

《成果》

＜平成26年2月7日合同研究会取りまとめより＞

1. 検証結果

県・市が合同で移譲の可能性について検証した結果、25 事務の移譲について具体化に向けて協議を行うこととした。

地方制度調査会で指定都市への移譲検討対象とされた73 事務			
移譲に向けて協議していくもの		引き続き県が実施するもの	既に移譲済み
県市独自に移譲検討	法制化による移譲予定		
7 事務	18 事務	38 事務	10 事務

- ①認定こども園の認定、②地域医療支援病院の承認、③麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許、④農業振興地域の指定等、⑤民有林の開発行為の許可、⑥第1種フロン類回収業者の登録等、⑦ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定等

H27~29
年度の移譲を目標

2. 新たな県市連携の取組

検証作業を通じて、次の3つの事項については、県と市が連携を図ることで住民サービスの向上が見込めるため、連携の具体化に向けて協議を行うこととした。

(詳細は次ページからの資料参照)

- 1) 職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携
- 2) 非行防止対策強化のための県市連携
- 3) 美しい川づくりを実現するための県市連携

【新たな連携】 (1)職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携

《概要》

- 広島県立広島高等技術専門校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、広島市が参画・連携する仕組みについて、平成25年度中に県市で検討を開始し、その検討結果に基づく職業訓練（委託訓練）を平成27年度から実施することを目指す。
また、職業訓練に関する周知・広報を県市連携して行う。

《現状》

広島県

- ・ 広島市、呉市、福山市及び三次市の職業能力開発校において、県民に対する職業訓練を実施。
- ・ 広島市内の広島高等技術専門校では、新規学卒者等を対象とした「施設内訓練」、民間教育訓練機関等に委託し、離転職者を対象とした「委託訓練」及び在職者を対象とした「在職者訓練」を実施。

広島市

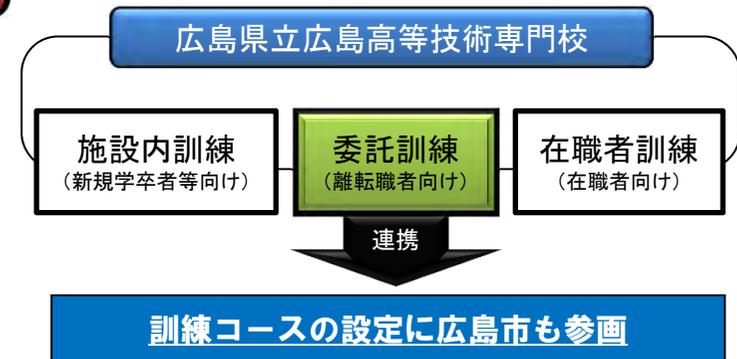
- ・ 職業能力開発校の設置はしていない。
- ・ 就労支援等の中で地域の実情・ニーズを把握。

連携

《県市連携の内容》

離転職者に職をつないでいくための職業訓練の充実

- ◆ 平成25年度中に検討会を立ち上げ、広島高等技術専門校の委託訓練のコース設定に、市が把握した地域実情・ニーズを反映するため、広島市が参画、連携する仕組みについて検討を行う。
- ◆ 広島市が県の職業能力開発校の訓練生募集案内について広報を行う。
〔 <参考>平成25年度に広島市が実施した広報
・ 市公共施設（区役所、公民館等）での募集案内パンフレット配布
・ 広報紙「ひろしま市民と市政」2月1日号掲載 〕



※ 平成25年12月、広島県西部地区の職業訓練について情報交換及び協議を行う西部地区職業能力開発推進協議会に広島市が参画。

【新たな連携】 (2)非行防止対策強化のための県市連携

《概要》

- 広島市立学校における非行防止対策の強化を図るため、平成26年度に広島県警察と広島市教育委員会の職員により構成する「スクールサポート協議会（仮称）」を設置し、より効果的・効率的に「スクールサポーター（県警）」と「スクールサポート指導員（市教委）」による学校支援を行う。

《現状》

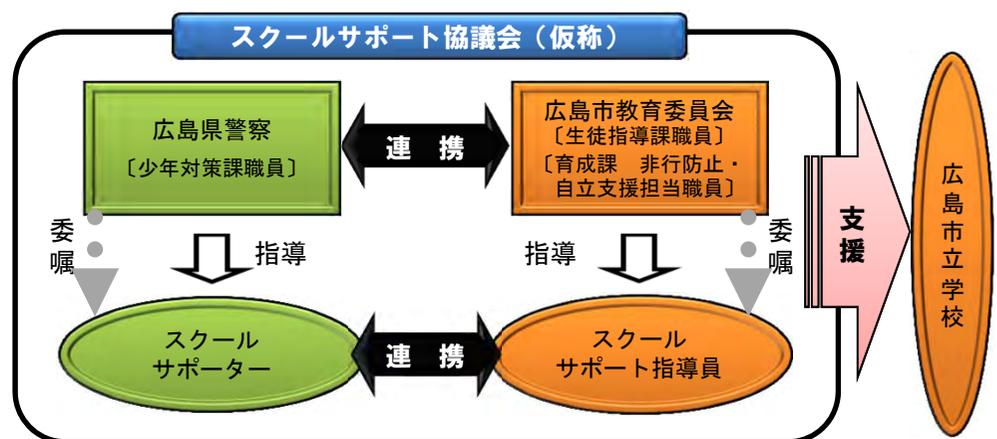
<p>広島県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「スクールサポーター」を県教育委員会が指定する県内各地の重点対策指定校に派遣。 ・校内における問題行動などへの対応や非行防止活動を行い、学校と警察との日常的な連絡役を担っている。 	<p>広島市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「スクールサポート指導員」を市立学校からの要請に応じて派遣。 ・問題行動を起こす児童生徒やその保護者への相談等、市立学校における生徒指導支援を行っている。
------------	---	------------	---

連携

《県市連携の内容》

非行防止対策の強化により、質の高い学習環境を確保

- ◆ 「スクールサポーター」と「スクールサポート指導員」が、情報共有・対応への協議等、緊密に連携して市立学校の支援を行う。
- ◆ 「スクールサポート指導員」の運用について、広島県警察と広島市教育委員会が連携し、児童生徒の問題行動への迅速かつ機動的な対応を行う体制づくりを推進する。



※ 「スクールサポート指導員」の名称は、平成26年度より「生徒指導支援員」に変更。

【新たな連携】 (3)美しい川づくりを実現するための県市連携

《概要》

- 広島陸の玄関である広島駅周辺の水辺が心地よい空間となるよう、県市が連携して猿猴川・京橋川を美しくする取組を実施する。取組内容について平成26年度より県市で検討を開始し、平成27年度の実施を目指す。

《現状》

広島県

- ・ 一級河川（指定区間）及び二級河川の河川管理者。
- ・ 一級河川（指定区間）にあたる猿猴川・京橋川を、河川法に基づき維持管理。

広島市

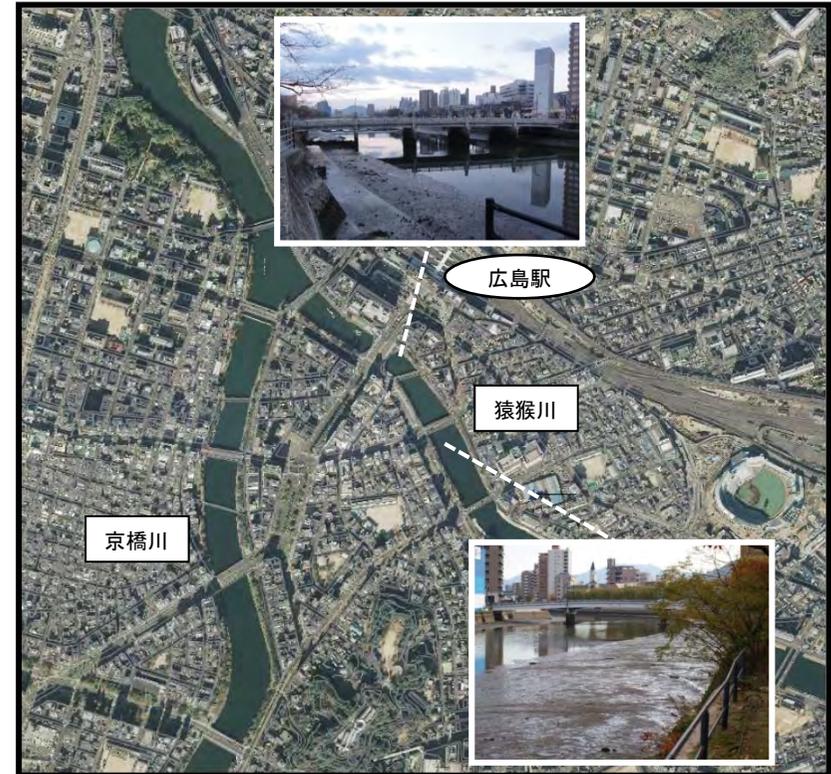
- ・ 広島駅周辺地区の再開発等の推進主体。
- ・ B・Cブロックの再開発ビルは平成28年度に竣工予定。
- ・ 河川堤防を占有している公園管理者。

連携

《県市連携の内容》

水の都の玄関にふさわしい魅力的な水辺空間の創出

- ◆ 広島駅周辺地区の再開発を見据えて、猿猴川・京橋川をより魅力的で美しくする（ゴミ・ヘドロの対策など）ための取組について検討し、県市が連携して取組を実施する。
- ◆ これに併せて、河川空間・河岸の有効利用など（例：水上交通との連携等）広島駅前の魅力向上に資する県市連携策の可能性について議論を行う。



航空写真提供)広島市都市計画課

広島市地方分権推進本部の設置

◎ 平成25年9月9日、能動的に地方分権に取り組む意識を職員に浸透させ、来るべき道州制の導入も見据えて**地方分権を総合的かつ積極的に推進する体制を整備するため、市長を本部長とする広島市地方分権推進本部を設置。**（会議資料は次ページからの参考資料を参照）

《構成員》

本部長	市長	
副本部長	副市長	
本部員	企画総務局長 財政局長 市民局長 健康福祉局長 こども未来局長 環境局長 経済観光局長 都市整備局長 都市整備局指導担当局長 道路交通局長 下水道局長	中区長 東区長 南区長 西区長 安佐南区長 安佐北区長 安芸区長 佐伯区長 会計管理者 消防局長 水道局長 病院事業局事務局長 教育長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長
（事務局） 企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課		

【参考資料】

平成25年9月9日

広島市地方分権推進本部
会議資料

地方分権推進本部会議
平成25年9月9日
分権・行政改革推進課

世界に誇れる「まち」の実現に向けた 地方分権推進の取組について

世界に誇れる「まち」の実現に向けた地方分権推進の取組

◆ **世界に誇れる「まち」の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー**（平成23年12月）（抄）

- ・ 住民に身近な行政は、できる限り基礎自治体で行うという原則の下、積極的・能動的に地方分権の推進に取り組みます。
- ・ 中枢都市である本市は、県や近隣市町との連携の下、地域力を発揮し、市域のみならず、広島県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在とならなければなりません。



◎ **世界に誇れる「まち」の実現に向け、次の取組事項を実施**

【力をつける】 ① 国県からの事務・権限の移譲、② 国県市連携（二重行政の解消）
⇒ 真の分権型社会の実現（市民の意向を汲み取った行政運営）

【ネットワーク化】 ③ 広域連携（市町協働）
⇒ 生活圏・経済圏拡大による圏域全体の発展・活性化

➡ **中国地方を牽引する中枢都市として、市民本位の行政運営と圏域全体の発展・活性化を実現**



世界に誇れる「まち」の実現に向けた地方分権推進の取組

◀これまでの主な取組▶

◎ 厚生労働大臣との雇用対策協定の締結（国市連携）

平成25年1月、生活面で困難・問題を抱えた住民（高齢者、生活困窮者等）に対する就労支援の充実強化を図るため、市長と厚生労働大臣との間で「広島市雇用対策協定」を締結。

この協定に基づき、同年6月には就労支援窓口を全区役所に拡大し、生活困窮者に対するハローワークとの一体的支援を実施。

◎ 広島県・広島市連携のための合同研究会の設置（県市連携）

平成24年2月、県・市の類似の事務事業等について県・市の連携や役割分担を整理し、県民・市民にとってより有益な行政サービスの提供の在り方を研究するため、「広島県・広島市連携のための合同研究会」を設置。

平成25年3月には、平成24年度の検討結果の取りまとめを行い、7つの行政サービス分野について県・市の連携施策を決定。

◎ まち起こし協議会の設置（広域連携）

広島広域都市圏の更なる発展のため、地域資源を積極的に活用し、行政区域を越えた連携の下に、まちの活性化と産業・経済の活力増進、雇用の拡大を図ることを目的として、広島広域都市圏協議会の内部組織としてテーマごとに設置。

平成24年2月、「神楽まち起こし協議会」及び「食と酒まち起こし協議会」を設置。



- ◎ これらの取組を継続するとともに、取組を通して培った経験や、国、広島県及び関係市町との信頼関係を基に、更なる地方分権に資する取組を実施する。
- ・ 各局においては例えば、日頃からの事務処理に当たり、単に「現時点において問題は生じているか？」だけでなく、「住民の求める行政サービスとなっているか？」という問題意識に立った上で、**国の出先機関や広島県から事務・権限の移譲を受けること、関係機関との連携方法を変えること**等によりその改善を可能とする方策を検討し、その成果を必ずや企画・立案に反映するようにする。



- ・ このような取組・経験を積み重ねることにより、市の重要施策を講じる上で生じる課題に対して、①事務・権限の移譲、②国県市連携、③広域連携の取組を通して解決する仕組みが定着する。
- ・ その結果、住民生活の向上につながる政策を企画・立案する能力を備えた職員が育成される。

<<取組内容>>

- ◎ 平成25年度は広島県からの事務・権限の移譲に重点的に取り組む。
 - ・ 対象は第30次地方制度調査会の答申（6月25日）において具体的に示された「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」（73事務）とする。
 - ・ 73事務は、主として、地方分権改革推進委員会の第一次勧告（平成20年5月28日）で、指定都市に移譲すべきとされた事務・権限のうち3度の一括法案の対象から漏れたもの。
 - ・ 国においては、第30次地方制度調査会の答申を受けて、73事務を都道府県から指定都市へ法定移譲するための新たな法案の制定を検討しており、次期通常国会に提出される見込み。（法案に盛り込まれる事務・権限は関係省庁の調整・合意に基づき決定。）
 - ・ このように、現在は国が中心となって73事務の移譲について検討している状況。



- ◎ このため、国の検討結果を待つまでもなく、県市が73事務について、当事者として移譲することの適否を判断することを目指す。
 （県市の合同研究会の議題とし、平成25年度の成果として取りまとめることを目指す。）
 - ・ また、73事務の中で移譲が適切と判断されるものについては、できる限り移譲のための具体的方策についても県市で協議しておくこととする。
 - ・ なお、移譲の適否の検討に当たっては、他の事務であって73事務と併せて移譲（包括移譲）することにより成果が見込めるものがないかという視点を持って取り組む。

<<取組の効果>>

- ・ 県市が共同して73事務の分担について議論することにより、①法定移譲されるものについては、課題等の整理を含め移譲に向けた準備が行われているため迅速な処理が可能となり、また、②法定移譲はされないが県市の間で移譲することとしたものも事務処理特例条例等により円滑に移譲することが可能となる。さらに、③包括移譲することで成果が見込める事務・権限について、より望ましい形で移譲を実現することができる。

ご清聴ありがとうございました。

☆ 広島市の地方分権の取組の詳細は下記のURLをご覧ください。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/0000000000000/1373509046645/index.html>

